

1 基本的な考え方

- (1) 学校等を設置し、又は管理する者（以下「学校等の管理者等」という。）が努力すべき具体的方策を示すもの。
- (2) 関係法令等を踏まえ、児童等の発達段階や学校等及び地域の実情に応じて運用する。
- (3) 社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

2 具体的方策の概要

(1) 安全教育の充実

学校等の管理者等は、児童等が犯罪から自身を守るための危険予測及び危険回避の知識の習得及び能力を育成するため

学校等への不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施

路上等で児童等が犯罪被害に遭わないための対処方法等の指導

「子ども110番の家」等の緊急避難場所の周知

等の取組を行う。

(2) 安全管理の徹底

教職員一人ひとりが児童等の安全の確保を第一に組織的に対応することとし、保護者、地域住民及び関係機関・団体等の協力を得て、効果的な運用に努める。

不審者等の侵入を防ぎ、児童等への危害を未然に防ぐため、学校等施設内への訪問者等の管理、不審者の侵入防止対策及び侵入を防ぐための防犯設備・器材の設置等の対策を実施する。

学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれのある事案が発生した場合及び不審者が学校等に侵入した場合等に備えて、地域住民、関係機関と連携して緊急時に備えた対策を実施する。

不審者を早期に発見し、その侵入を未然に防ぐとともに、不審者による児童等に対する危害を防ぐため、学校等の施設・設備に対する点検整備に努める。

(3) 防犯カメラの設置上の配慮事項

防犯カメラを設置する場合は、個人のプライバシーの保護等に配慮し、防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関し、適切な措置を講じること。

(4) 組織的活動

学校等の管理者等は、児童等の安全を確保するために、保護者、地域住民、ボランティア、その他関係機関・団体に協力を要請し、

学校等及び通学路のパトロール

各種教育活動時等における安全確保に必要な人員の配置

児童等への声掛け運動と不審者発見時の通報

不審者情報等の各家庭や地域への速やかな周知体制の整備

等の対策を実施する。